【規程番号　神女大短Ⅶ－004】

須磨離宮公園潮見台休憩所施設等使用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人神戸市公園緑化協会と学校法人行吉学園の「須磨離宮公園潮見台休憩所　運営委託契約」に基づき、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）が教育の充実及び活性化、また地域社会の復興に資することを目的として、須磨離宮公園潮見台休憩所（以下「当施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　本規程の対象となる施設は、次のとおりとする。

(1) 須磨離宮公園　潮見台休憩所

① 構造　　鉄筋コンクリート造　平屋建て

② 床面積　　33 ㎡

③ 建物所有者　神戸市

④ 使用権限　　管理許可（都市公園法第 5 条並びに神戸市都市公園条例 11 条に基づき公益財団法人神戸市公園緑化協会が管理許可を受けている）

（施設内の備品等の管理責任者）

第３条　当施設の管理責任者は、次のとおりとする。

(1) 建物（付属施設を含む）内の器具・備品等の管理責任者は、本学の施設管財課長とする。

(2) その他の管理責任者は、本学の地域連携推進事務室室長とする。

（使用用途及び運営管理責任者・担当部署）

第４条　当施設の用途及び運営管理責任者・事務担当は、次のとおりとする。

(1) 正課授業　授業担当者・教務課

(2) 課外活動（学友会、クラブ・同好会等）　クラブ等顧問・学生課

(3) ボランティア活動　担当教員・学生課

(4) 学生課外活動助成金【神女 support】を受けた活動　担当教員・学生課

(5) 本学が主催する行事　総務課（大学庶務担当）

(6) その他　総務課（大学庶務担当）

（使用手続及び使用許可）

第５条　当施設を使用する場合は、「須磨離宮公園　潮見台休憩所施設使用願」に必要事項を記入の上、前条各号に定める担当課に提出し、許可を得なければならない。調整及び取りまとめについては学生事務部学生課にて行うものとする。

２　使用用途ごとの使用順位は以下を基本とする。

(1) 本学が主催する行事及び正課授業

(2) 学友会、クラブ、同好会等が主催する課外活動

(3) ボランティア活動

(4) 学生課外活動助成金【神女 support】を受けた活動

(5) その他

（使用期間等）

第６条　当施設を使用できる日は、原則として須磨離宮公園の休園日以外とする。

２　使用できる時間は須磨離宮公園開園時間の９時から 17 時までとする。
ただし、須磨離宮公園が認める場合はこの限りではない。

３　原則として、本学が指定する全学一斉休業期間中は、使用禁止とする。

（遵守事項）

第７条　当施設を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的以外に使用しないこと。

(2) 使用者の代表者は安全管理に十分配慮すること。

(3) 使用日の原則１週間前までに「須磨離宮公園　潮見台休憩所施設使用願」を学生課へ提出すること。

(4) 施設の鍵の受け渡しについては、原則使用日前日に事務室で鍵を借り、使用後は速やかに返却すること。

(5) 飲食の提供を行う場合は、使用者のうち少なくとも名は使用する１週間前までに食品衛生責者の資格を取得すること。

(6) 飲食の提供を行う場合は、食品衛生責任者が必ず出席し食品衛生法ほか関係法規を遵守し、安全かつ品質を保持した飲食の提供を行うこと。

(7) 飲食の提供を行う場合は、食品衛生責任者は飲食提供の３日前までに他のスタッフに食品衛生管理講習会を開催し、その実施内容を須磨キャンパス学生課へ報告しなければならない。報告しない場合は、飲食の提供を停止することがある。

(8) 食品衛生管理者は安全な食品を提供するため正しい知識で食品の製造・加工・調理・販売において衛生管理を行わなければならない。具体的には設備の衛生確認、スタッフの健康管理、手洗いや清掃など衛生管理表の作成・管理、食材の保管や加熱方法等のチェック表を作成し、須磨キャンパス学生課へ報告しなければならない。

(9) 飲食の提供を行わない場合は、調理スペースへの立ち入りを許可しない。また、調理することもできない。

(10) 施設及び器具・備品等を破損、滅失又は汚損しないこと。

(11) 使用後は整理清掃し、現状復旧するとともに、火元、電源及び水栓等を点検し施錠を確認すること。

(12) その他、須磨離宮公園の管理責任者の指示に従うこと。

（使用の取消及び中止）

第８条　前条に違反した場合は、許可を取消し、使用を中止させることがある。

２　前項以外の場合でも、許可の取消し、又は使用の中止を要請することがある。

（損害賠償）

第９条 当施設等の使用者は、故意または重大な過失によって損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は令和７年４月 １ 日から施行する。

附　則

この規程は令和８年４月 １ 日から施行する。（事務組織名称の変更）